

『市民農園利用心得』

市民農園は、土地所有者のご協力をいただき整備した公共施設です。内容をよくご理解いただき、記載されているルールを守って、利用者みなさんが気持ちよく利用できるようにしましょう。

1【利用できる方】

次の条件を満たす利用を決定された方と、その世帯員が利用できます。1世帯1区画です。重複応募はできません。また、利用者には耕作権・借地権等の一切の権利は生じません。

- (1) 市内に住民登録をしている方
- (2) 耕作に可能な土地を持たず、継続して野菜栽培を行える方(長期間放置しない)
- (3) 『市民農園利用心得』を守ることができる方
- (4) 農園の会(自主運営組織)に加入し運営に協力できる方

2【利用期間・利用時間】

- (1) 利用期間は令和5年4月1日から令和7年12月31日までです。
- (2) 上記の期間の途中において新たに利用する方の利用期間は(1)の残りの期間です。
- (3) 利用時間は下記のとおりです。それ以外の時間の利用は近隣の方への迷惑となりますのでお控えください。

4月から9月	午前6時30分から午後7時まで
10月から3月	午前7時から午後6時まで

3【利用区画】

利用する区画は市が指定する場所とします。区画のご希望は受けられません。1区画当たり約16㎡です。転貸することはできません。

4【耕作料】

- (1) 耕作料は、年度ごとのお支払いで年額6,000円(最終年度は4,500円)です。毎年度、4月末までに市から「納入通知書」を送りますので、期限内にお支払いください。
- (2) 期限までに耕作料の納入がないときは利用決定が取り消されます。
- (3) 利用期間中は辞退届の提出がないかぎり、年度が変わったら年間耕作料が生じます。新年度の4月に入ってから辞退届を提出された場合は、年間耕作料を納めていただきますので、利用を辞退する場合は必ず3月末までに辞退届を

提出してください。

- (4) 年度途中で利用を辞退した場合、または利用決定が取消しとなった場合、既に納入された耕作料は返金しません。ただし、休廃園等、市の都合で区画の全部を利用できなくなった場合は、利用できない期間分の耕作料(月額500円)を返金します。

5【農園の会(自主運営組織)】

- (1) 利用者で市民農園の円滑な運営をしていただくため、各農園で会を組織しています。
- (2) 利用者は、必ずこの会に加入し、会の運営計画で定められた除草や行事、共用地の管理などに参加して、相互交流を通じ、市民農園の円滑な運営に協力するものとします。
- (3) 利用者は本心得のほか、会で定めるルールにも従うものとします。
- (4) 農園の会の会費は別途自己負担です。

6【個人情報】

申込みでいただいた個人情報は、市民農園の運営を円滑にするため、農園の会と共有します。

7【農具等】

農園の会の共有農具がありますので、各自の責任において大切にご利用ください。

- (1) 私有農具、種苗、肥料等は各自で用意し、使用後は必ずお持ち帰りください。
- (2) 危険なので、農具は区画の中に置いたままにせず、必ず農具庫にしまってください。
- (3) 農具庫や区画外に私有農具は置かず、必ずお持ち帰りください。

8【水道】

農園の水道は下水に接続していないため、浸透枳という水をしみこませる穴がありますが、土や野菜くずが流れ込むと穴が埋まってしまいます。また、故障の原因にもなるので、必ず次のことを守って使用してください。

- (1) 手洗いや野菜への水やり専用の水道です。
- (2) 収穫した野菜は洗わないでください。
- (3) 農具を洗い流すときは、必ずバケツの中で洗い、自分の区画に泥水を撒いてください。
- (4) 冬季(12月から2月)は、水道管の凍結・破損を防ぐため、断水(元栓を閉める)や水を少し出しておくなど、農園の会に凍結防止の対応を依頼しています。

(5) 節水にご協力ください。

9【ごみ処理】

野菜くずや雑草、マルチ等のごみは必ず自宅に持ち帰って処理してください。

10【除草】

- (1) ご自身の区画の雑草は速やかに除草してください。雑草が延びると他の利用者の迷惑となります。夏場は1～2週間放置すると、かなり雑草が伸びますので注意してください。
- (2) 農園の会が実施する除草活動は義務ですので、必ず参加してください。都合が合わず参加できない場合は、会に報告して指定された場所を除草してください。

11【来園方法】

近隣の方の迷惑になりますので、必ず次のことを守ってください。

- (1) 駐車場がないため、徒歩、自転車または公共交通機関で来園してください。
- (2) 自転車は必ず農園内の指定の場所に駐輪してください。

12【栽培方法】

- (1) 野菜栽培を主とした家庭菜園として利用する以外の用途に利用することはできません。
- (2) 花や宿根草などの多年草(たねんそう)や、根が深くなってしまうパパイア、オリーブ、綿花のような果樹・樹木の栽培はできません。
- (3) 作物が成長すると隣の区画や通路にはみ出してしまうため、区画のテープから最低でも15cm 離して作付けしてください。特に背丈が伸びる作物やサツマイモ等を作付けする際は周りの区画にご配慮ください。
- (4) 雑草が延びると種が飛び、周りの区画に迷惑になります。雑草と一緒に作物を育てる自然農法はできません。
- (5) 区画内に棚や温室ハウスなどの工作物を設置することはできません。倒壊の危険があり、他の利用者の区画の日陰となってしまいます。

13【禁止行為】

- (1) 『市民農園利用心得』を守らないこと。
- (2) 農園内及び区画内に建物及び工作物の設置や持ち込み、増設をすること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 利用区画を転貸すること。
- (5) ほかの利用者及び近隣住民に迷惑となる次のこと。

- 農園の会の活動への不協力、大声での会話、飲酒、喫煙、危険行為、
ペットを連れての来園、市民農園以外の目的での利用、その他迷惑行為
- (6) 連絡なく長期にわたり耕作を放棄すること。(おおむね1~2か月)
 - (7) その他、農園の管理運営に支障をきたすこと。

14【適正利用】

産業政策課は、禁止行為のほか、農園の会の運営に協力しないなど適切な利用を行わない利用者に対して、農園の会と連携して適正利用を勧告することができます。

15【資格取消】

次の場合、利用者は利用決定を取消され、資格を失います。取消しを通知された場合は、速やかに原状回復していただきます。

- (1) 辞退の届け出がなく転出が確認されたとき。
- (2) 適正利用の勧告を受けて、改善がみられないとき。
- (3) 偽りまたは不正な手段(名義の貸借、複数申込み等)で農園の利用決定を受けたとき。ご自身の区画を含めて、すべての区画の資格を失います。
- (4) 耕作料を指定期日までに納入しないとき。

16【区画の返還】

利用期間が終了したとき、利用決定を取り消されたとき、利用を辞退するとき又は市が農園を廃止した場合は、速やかに利用していた区画を原状に復して返還してください。

原状回復とは、利用区画の栽培物・私物を全て撤去して、除草・耕うんすることです。その際は、収穫物や野菜くず、雑草、ゴミなどを区画・農園内に埋めず、必ず自宅にお持ち帰りください。

17【一時的に耕作ができないとき】

出張や入院などで、一時的に耕作ができない場合、市役所及び農園の会に速やかにご連絡ください。

18【辞退】

病気やケガ、繁忙、転出などで耕作ができなくなったときは、速やかに利用区画を原状回復して産業政策課へ「利用辞退届」を提出してください。農園の会への報告、市への電話連絡だけでは辞退の届け出は完了しませんのでご注意ください。

辞退届を受理後、産業政策課の職員が区画を現地確認し、特に問題がなければ終了となります。原状回復がされていない場合は、再度原状回復を勧告します。

19【休止・廃園】

- (1) 工事や修繕等、農園の管理上必要な場合は、休園日を設ける場合があります。
- (2) 利用期間内であっても、土地の返還等により農園を廃止する場合があります。

20【責任】

- (1) 市は天災及び病害虫による栽培物の損害や盗難に対し責任を負いません。
- (2) 市は農園の休止・廃園による栽培物等に関する一切の補償義務を負いません。
- (3) 市は私物の盗難や紛失、農園内で生じた事故等について責任を負いません。

21【住所や電話番号等の変更手続き】

次の場合は、必ず産業政策課まで報告してください。

- (1) 市内転居による住所変更、電話番号(固定電話・携帯電話)またはメールアドレスの変更があったとき。
- (2) 利用者(申込名義人)が逝去されたとき。世帯員が利用を継続される場合も名義変更が必要です。

22【その他】

- (1) トイレはありません。利用者の責において、周辺の公衆トイレをご利用ください。
- (2) ここに記載のない事項については、市の指示に従うものとします。